

地上デジタル放送ネットワークでの CATV 自主放送運用ガイドライン

第 3.2 版

2012 年 10 月 1 日

一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

目 次

1	地上デジタル放送ネットワークでの CATV 自主放送	1
2	放送する番組数および内容	2
3	初期スキャンについての周知	2
4	ダウンロード運用	2
5	データ放送運用	3
6	PSI/SI 運用	4
7	双方向通信運用	5
8	リモコンキー識別(チャンネル番号)	5
9	地域識別割り当て	6
10	コンテンツ保護	6
11	音声レベル運用基準	6
12	その他	7
	【参考資料：地上デジタル放送のリモコン番号使用状況】	8

添付資料

別添 地上デジタル放送ネットワークを利用した自主放送の固有値について
各種コードの使用届出書

PSI/SI 誤送出等による放送事故発生時の対応フロー

1 地上デジタル放送ネットワークでの CATV 自主放送

1.1 地上デジタル放送ネットワークでの CATV 自主放送(以下「地上デジタル NW での CATV 自主放送(*)」という)とは、ケーブルテレビ局が自社で編成する地域に密着した各種情報を自主放送(コミュニティチャンネル)とし、自社が運営するサービスの一環として放送し、一般に市販されている地上デジタル放送対応受信機でも視聴する番組のことを指す。

1.2 技術的な伝送方式については、社団法人 電波産業会 ARIB TR-B14 「地上デジタルテレビジョン放送運用規定」を遵守し、日本ケーブルラボ「地上デジタルテレビジョン放送 パススルーならびに自主放送 運用仕様 JCL SPEC-006 第 2 部 地上デジタル放送ネットワークにおけるケーブルテレビ事業者の自主放送 運用仕様」(以下「JCL SPEC-006 第 2 部」という)、「地上デジタルテレビジョン放送トランスモジュレーションならびに自主放送 運用仕様 JCL SPEC-007 第 2 部 地上デジタル放送ネットワークにおけるケーブルテレビ事業者の自主放送 運用仕様」(以下「JCL SPEC-007 第 2 部」という)に準拠する。

(*) JCL SPEC では、「地上デジタルテレビジョン自主放送」という用語を使用していますが、本ガイドラインでは、ケーブルテレビの自主放送であることを明確にするため、この用語を使用する。

1.3 ケーブルテレビの自主放送で使用するネットワーク ID の地域事業者識別は#15 を基本とする。ネットワーク ID の追加を希望する際には、各県毎(広域放送圏においては各広域放送圏毎)に、放送事業者と#13 以下の地域事業者識別をもって協議を行う。地域事業者識別の決定にあたっては、以下のステップを経るものとする。なお、リモコンキー識別については、8 項に記載する。

1.3.1 当該事業者が所属する地域において、使用を希望するネットワーク ID を、当該地域の日本ケーブルテレビ連盟支部にて調整する。

1.3.2 日本ケーブルテレビ連盟支部は、当該地域の地上デジタル放送事業者と、ケーブルテレビ事業者が希望するネットワーク ID の使用について協議し、決定した番号を日本ケーブルテレビ連盟本部へ連絡する。

1.4 ネットワーク ID を追加して自主放送を実施する場合には、社団法人デジタル放送推進協会(以下「Dpa」という)が策定した「Dpa 館内自主テレビ放送における識別子等ガイドライン」により、館内自主テレビ放送が実施されている場合があることに留意して、ネットワーク ID の衝突が起きないように館内自主テレビ放送の実施者と協議すること。

2 放送する番組数および内容

2.1 地上デジタル放送は、高画質・高音質・データ放送、マルチ編成その他の特徴を持っているが、地上デジタル NW での CATV 自主放送における取り扱いは以下の通りとする。

2.1.1 高精細度テレビジョン放送(HDTV: High Definition Television)およびデータ放送については実施に向け努力する。

2.1.2 マルチ編成については、多様な視聴者ニーズに対応するための手段として各ケーブルテレビ局の判断により実施する。

2.2 ケーブルテレビの自主制作番組は、地域情報や行政情報など、公共の福祉の増進に適した放送を行うことを目的としており、「(一社)日本ケーブルテレビ連盟 放送基準」を遵守した放送を行うこととする。

2.3 地上デジタル NW での CATV 自主放送を実施する事業者は、公共的使命を全うするため、主要な時間帯においては、2.2 項に定める自主制作番組を放映するよう努めること。

3 初期スキャンについての周知

3.1 地上デジタル NW での CATV 自主放送においては、ネットワーク ID やリモコンチャンネルが同一であっても、ケーブルテレビ事業者により使用する周波数などが異なっている場合もあるため、引っ越し等により新しく加入した(自局のケーブルテレビに接続した)視聴者に対して、初期スキャンを実施していただくことが必須である。

パススルー方式で地上デジタル NW での CATV 自主放送を実施するケーブルテレビ事業者は、チラシ等の手段を用いて自局のケーブルテレビに接続する可能性のある住民に対して「設置場所を変更した場合には初期スキャン動作を実施する」ことについて周知を行わなければならない。

4 ダウンロード運用

4.1 SDTT の送付

4.1.1 SDTT の送付にあたっては、Dpa が設置している ES 設備を使用する。しかしながら、ES 設備の使用にあたっては、Dpa との調整が必要となることから、この調整に相当の時間を要する場合には対応策について別途検討する。

4.1.2 ES 設備の使用については、日本ケーブルテレビ連盟本部が窓口となって Dpa と交渉を行う。

4.2 ログ伝送記述子の運用

4.2.1 ケーブルテレビ事業者(コミュニティチャンネル)のロゴに関しても、5.2.1 項と同様に、同じネットワーク ID で異なる事業者が運用する場合には、前 CATV 局のロゴがそのまま表示され、視聴者に混乱を与えることが考えられる。

このため、同一ネットワーク ID を使用するケーブルテレビ事業者間においては、使用されるロゴ ID が異なるように規定する必要がある。

4.2.2 日本ケーブルテレビ連盟支部は、同一の地域識別を共有する事業者間でロゴ ID が重複しないように、事業者と調整してロゴ ID を割り当てる。

事業者は、割り当てられたロゴ ID を、添付資料「各種コードの使用届出書」により、日本ケーブルテレビ連盟本部へ連絡すること。

5 データ放送運用

5.1 MM サービスでの NVRAM の運用(事業者共通領域)

5.1.1 「JCL SPEC-006 第 2 部」及び「JCL SPEC-007 第 2 部」においては、表 2-1「地上デジタルテレビジョン自主放送における MM サービスでの NVRAM の運用」にて「地上デジタルテレビジョン放送事業者共通領域」について注付きで運用するとの規定となっているが、以下の状況を踏まえ、当面は運用しないものとする。

- ・ この領域は、全地上放送事業者での共用が前提となっており、運用にあたっては地上放送事業者との十分な調整が必要である。
- ・ 個人情報保護の観点から、この領域に個人情報等を書き込む場合の取扱いについては事業者間の整理が必要である。
- ・ 現状においては、地上放送事業者はこの領域は使用していない。

5.2 MM サービスでの NVRAM の運用 (事業者専用領域)

5.2.1 「JCL SPEC-006 第 2 部」及び「JCL SPEC-007 第 2 部」においては、表 2-1「地上デジタルテレビジョン自主放送における MM サービスでの NVRAM の運用」にて「地上デジタルテレビジョン放送事業者専用領域」について、運用するとの規定となっているが、「地上デジタルテレビジョン放送事業者専用領域」ならびに「地上デジタルテレビジョン放送事業者専用放送通信共通領域」については、ネットワーク ID 単位で領域が定義されてお

り、ネットワーク ID を共用する CATV 自主放送においては、利用者が引越しなどで、他の CATV 局へ移動した場合、NVRAM 領域に前 CATV 局で使用していたデータが書き込まれており、そのまま読み出すと、意図しない動作を引き起こす危険性がある。そのため、当該 NVRAM を運用する場合は以下の手順を遵守すること。

- A) NVRAM の「地上デジタルテレビジョン放送事業者専用領域」ならびに「地上デジタルテレビジョン放送事業者専用放送通信共通領域」を運用する場合には、NVRAM を利用しているケーブルテレビ事業者を判定するために、ブロック番号 0 のブロックに、各ケーブルテレビ事業者に割り当てられた CATV 事業者コードを書き込んでおくこと。
- B) NVRAM を読み込む場合は、まずブロック 0 を読み込み、自局の CATV 事業者コードであることを確認する。
- C) 読み出しに失敗もしくは自局の CATV 事業者コードでない場合は、NVRAM 未使用とみなし、初期化処理を行うこと。
- D) NVRAM を使用するサービスを実施中は、ブロック 0 に自局の CATV 事業者コードが書き込まれている状態を保持すること。

5.2.2 CATV 事業者コードはケーブルテレビ局ごとに異なるコードを割り当てる必要がある。具体的付番方法は、添付資料「各種コードの使用届出書」の(注)のとおりとする。

6 PSI/SI 運用

6.1 PSI/SI の送出にあたって

6.1.1 地上デジタル NW での CATV 自主放送を行う事業者は、PSI/SI を誤送出した場合には、録画予約のリセット、受信機のフリーズ等、視聴者に多大な迷惑をかけることがあることを、十分認識し、事業の運営に取り組まなければならない。

6.1.2 地上デジタル NW での CATV 自主放送を行う事業者は、送出信号の監視や予備機器の設置などを十分検討し、PSI/SI の誤送出防止に努めなければならない。

6.2 TOT 安定送出の確保について

6.2.1 デジタル放送を実施する全ての事業者は、自局の TS に TOT と呼ばれる時刻情報を、日本標準時±500ms の精度で多重・送出しなければならない。

6.2.2 デジタル受信機は、選局中の TS 中から TOT を抽出し受信機の

時刻管理に使用しており、受信中の TS に、一瞬であっても不正確な TOT が多重されていた場合には、以下のような不具合が発生する可能性がある。

- A) EPG 画面のクリア
- B) 録画予約の取り消し
- C) ダウンロードの失敗
- D) その他、B-CAS カードを使用する自動表示メッセージ、通電制御、視聴履歴管理等への影響

6.2.3 6.2.2 項の不具合については、共用受信機においては、メディアを超えて発生(例えば、ケーブルテレビ自主放送の TOT 不具合により、BS 放送の EPG がクリアされる等)するため、万が一、発生させてしまえば、デジタル放送全体への社会の信頼を損なうことになる。

6.2.4 このためにも、本放送においてはもちろんのこと、試験放送期間においても TOT の安定送出は必須であるので、十分配慮の上、運用しなければならない。

6.3 放送事故発生時の対応について

6.3.1 万が一、PSI/SI(特に TOT)の誤送出等放送事故が発生した場合の事故報告等については、添付資料「PSI/SI 誤送出等による放送事故発生時の対応フロー」による。

7 双方向通信運用

7.1 双方向通信を行う場合において、ルート証明を運用する場合には、ルート証明書を送出しなければならない。

7.2 汎用ルート証明書の送込にあたっては、ルート証明書発行団体と日本ケーブルテレビ連盟との間で契約を締結した後、日本ケーブルテレビ連盟にて作成する「汎用ルート証明書 運用・管理マニュアル」を遵守すること。

8 リモコンキー識別(チャンネル番号)

8.1 地上デジタル NW での CATV 自主放送のリモコンキー識別(ワンタッチキーに割り付ける番号)は、各県毎(広域放送圏においては各広域放送圏毎)に放送事業者と協議を行い、リモコンキー識別の決定にあたっては、以下のステップを経るものとする。

二つ目のリモコンキー識別を取得する場合も同様とする。

8.1.1 当該事業者が所属する地域において、使用を希望するリモコンキー識別を、当該地域の日本ケーブルテレビ連盟支部にて調整す

る。

- 8.1.2 日本ケーブルテレビ連盟支部は、当該地域の地上デジタル放送事業者と、ケーブルテレビ事業者が希望するリモコンキー識別の使用について協議して、決定したリモコンキー識別を日本ケーブルテレビ連盟本部へ連絡する。

9 地域識別割り当て

- 9.1 日本ケーブルラボにて策定された「JCL SPEC-006 第 2 部」及び「JCL SPEC-007 第 2 部」では、送出装置が設置されている都道府県の地域識別を使用することが規定されている。

複数の都道府県において事業を行っている事業者は、都道府県毎に送出装置を設置することにより複数の地域識別を使用することができるが、1 つの送出装置においては、1 つの地域識別しか使用してはならない。

- 9.2 日本ケーブルラボにて策定された「JCL SPEC-006 第 2 部」及び「JCL SPEC-007 第 2 部」にある地域識別割り当てについては、送出装置の設置場所と送出エリアが異なる場合については、送出装置の設置場所と送出エリアのどちらの都道府県の地域識別を使用するかは、事業者の選択によるものとする。

ただし、1 送出装置にて使用する地域識別は 1 つとする。

10 コンテンツ権利保護

- 10.1 デジタルコンテンツは、比較的簡単に高品質な番組複製が可能なことを鑑み、地上デジタル NW での CATV 自主放送については、コンテンツ権利保護を行うことが必要である。

- 10.2 したがって、ケーブルテレビ局は、地上デジタル NW での CATV 自主放送において、ダビング 10、コピーワンスなどコピーガードの設定をしたうえで B-CAS を利用したスクランブル放送が必要となる。

- 10.3 B-CAS 利用のための具体的運用ルールについては、日本ケーブルテレビ連盟が策定した「デジタル自主放送 B-CAS 方式による RMP(コンテンツ権利保護)運用解説書」によるものとする。

11 音声レベル運用基準

- 11.1 地上デジタル放送では、テレビ放送用の番組が視聴者にとって適正で統一された音量・音質で制作・放送することを目的とし、2012 年 10 月 1 日より ARIB が制定した技術資料 TR-B32「デジタルテレビ放送番組におけるラウドネス運用規定」への準拠が予定されている。

11.2 地上デジタル NW での CATV 自主放送も、一般に市販されている地上デジタル放送対応受信機で番組を視聴することから、地上デジタル放送と同様の音声レベル運用基準を用いることが求められる。

11.3 地上デジタル NW での CATV 自主放送においても ARIB T-B32 に準拠することとし、制作・搬入・送出・交換^(注)するすべての完成番組(一般番組や CM を指す)の音声信号に適用すること。

注：制作：映像素材の制作(プロダクション)

搬入：放送局への番組素材のテープ等の持ち込み、持ち込み素材のプレ

ビュー、放送サーバへのファイリング(専門チャンネル系では演奏所)

送出：ベースバンド、RF、IP 等での送出(放送マスター)

交換：番組販売のための番組素材 DVD、BD 等へのパッケージ作業やテープフォーマットの交換(コピー)

12 その他

12.1 手続き

12.1.1 「地上デジタル NW での CATV 自主放送」を開始するにあたっては、総合通信局へ該当する「変更登録申請書(もしくは登録申請書)」の提出に合わせて、添付資料「別添：地上デジタル放送ネットワークを利用した自主放送の固有値について」を提出するものとする。

12.1.2 総合通信局に受理された後、速やかに「変更登録申請書(もしくは登録申請書)」および添付資料「別添」の写しを日本ケーブルテレビ連盟本部へ提出するものとする。

また、事業者が放送信号に重畳する基本的なパラメータやサービスエリア等について、添付資料「各種コードの使用届出書」により、日本ケーブルテレビ連盟本部へ提出するものとする。

12.1.3 日本ケーブルテレビ連盟本部では、提出された写しおよび届出書を元に、全国の「地上デジタル NW での CATV 自主放送」の実施状況を管理する。

以 上

【参考資料：地上デジタル放送のリモコン番号使用状況】

2018/8/31現在

地域	リモコンキーID													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
北海道	札幌	北海道放送	NHK教育	NHK札幌総合						CATV自主#2	CATV自主#1			
	函館			NHK函館総合							CATV自主#2	CATV自主#1		
	旭川			NHK旭川総合							CATV自主#2	CATV自主#1		
	帯広			NHK帯広総合							CATV自主#2	CATV自主#1		
	釧路			NHK釧路総合							CATV自主#2	CATV自主#1		
	北見			NHK北見総合							CATV自主#2	CATV自主#1		
室蘭	NHK室蘭総合								CATV自主#2	CATV自主#1				
青森県	青森放送	NHK教育	NHK青森総合		青森朝日放送	青森テレビ					CATV自主#1			
岩手県	NHK盛岡総合		テレビ岩手	岩手朝日テレビ	IBC岩手放送			岩手めんこいテレビ		CATV自主#2	CATV自主#1			
宮城県	東北放送		NHK仙台総合	ミヤギテレビ	東日本放送			仙台放送		CATV自主#2	CATV自主#1			
秋田県	NHK秋田総合			秋田放送	秋田朝日放送			秋田テレビ		CATV自主#2		CATV自主#1		
山形県	NHK山形総合			山形放送	山形テレビ	テレビユー山形			さくらんぼテレビ	CATV自主#1				
福島県	NHK福島総合			福島中央テレビ	福島放送	テレビユー福島			福島テレビ			CATV自主#1		
茨城県	NHK水戸総合	NHK教育								CATV自主#2	CATV自主#1			
栃木県			とちぎテレビ							CATV自主#2	CATV自主#1			
群馬県			群馬テレビ							CATV自主#2	CATV自主#1			
埼玉県	NHK東京総合		テレビ埼玉	日本テレビ	テレビ朝日	TBS	テレビ東京	フジテレビ		CATV自主#2	CATV自主#1	放送大学		
東京都									東京MXテレビ	CATV自主#2	CATV自主#1			
千葉県				ちばテレビ						CATV自主#2	CATV自主#1			
神奈川県			TVK						CATV自主#2	CATV自主#1				
山梨県	NHK甲府総合			山梨放送		テレビ山梨				CATV自主#2	CATV自主#1			
新潟県	NHK新潟総合	NHK教育		テレビ新潟	新潟テレビ21	新潟放送		新潟総合テレビ			CATV自主#1	CATV自主#2		
長野県	NHK長野総合			テレビ信州	長野朝日放送	信越放送		長野放送		CATV自主#2	CATV自主#1	CATV自主#1		
岐阜県	東海テレビ		NHK岐阜総合	中京テレビ	中部日本放送	メ〜テレ		岐阜放送			CATV自主#2	CATV自主#1		
静岡県	NHK静岡総合			静岡第1テレビ	静岡朝日放送	静岡放送		テレビ静岡			CATV自主#2	CATV自主#1		
愛知県	東海テレビ		NHK名古屋総合						テレビ愛知		CATV自主#2	CATV自主#1		
三重県				NHK津総合	中京テレビ	中部日本放送	メ〜テレ	三重テレビ			CATV自主#2	CATV自主#1		
富山県	北日本放送	NHK教育	NHK富山総合			チューリップテレビ		富山テレビ	CATV自主#1			CATV自主#2		
石川県	NHK金沢総合			テレビ金沢	北陸朝日放送	北陸放送		石川テレビ	CATV自主#1		CATV自主#2			
福井県	NHK福井総合						福井放送	福井テレビ	CATV自主#1			CATV自主#2		
滋賀県	NHK大津総合			びわこ放送							CATV自主#1	CATV自主#2		
京都府	NHK京都総合		NHK教育			KBS京都						CATV自主#1	CATV自主#2	
大阪府	NHK大阪総合					毎日放送		朝日放送	テレビ大阪	関西テレビ		読売テレビ	CATV自主#1	CATV自主#2
兵庫県	NHK神戸総合			サンテレビ							CATV自主#1	CATV自主#2		
奈良県	NHK奈良総合								奈良テレビ			CATV自主#1	CATV自主#2	
和歌山県	NHK和歌山総合				テレビ和歌山							CATV自主#1	CATV自主#2	
鳥取県	日本海テレビ	NHK教育		NHK鳥取総合				山陰放送		山陰中央テレビ			CATV自主#1	CATV自主#2
島根県			NHK松江総合									CATV自主#1	CATV自主#2	
岡山県	NHK岡山総合				西日本放送	瀬戸内海放送		テレビせとうち	岡山放送			CATV自主#2	CATV自主#1	
広島県	NHK広島総合			中国放送	広島テレビ	広島ホームテレビ			テレビ新広島			CATV自主#1	CATV自主#2	
山口県	NHK山口総合			テレビ山口	山口放送	山口朝日放送						CATV自主#2	CATV自主#1	
徳島県	四国放送			NHK徳島総合								CATV自主#1	CATV自主#2	
香川県	NHK高松総合	NHK教育		西日本放送	瀬戸内海放送	山陽放送	テレビせとうち	岡山放送				CATV自主#2	CATV自主#1	
愛媛県	NHK松山総合			南海放送	愛媛朝日テレビ	あいテレビ		テレビ愛媛				CATV自主#1	CATV自主#2	
高知県	NHK高知総合			高知放送		テレビ高知		高知さんさんテレビ				CATV自主#1	CATV自主#2	
福岡県	福岡北九州		NHK教育	NHK福岡総合	RKB毎日放送	福岡放送		TVQ九州放送	テレビ西日本				CATV自主#1	CATV自主#2
佐賀県	NHK佐賀総合				サガテレビ								CATV自主#1	CATV自主#2
長崎県	NHK長崎総合				長崎放送	長崎国際テレビ	長崎文化放送		テレビ長崎				CATV自主#1	CATV自主#2
熊本県	NHK熊本総合			熊本放送	熊本県民テレビ	熊本朝日放送		テレビ熊本		CATV自主#1		CATV自主#2		
大分県	NHK大分総合			大分放送	テレビ大分	大分朝日放送						CATV自主#1	CATV自主#2	
宮崎県	NHK宮崎総合			テレビ宮崎			宮崎放送					CATV自主#1	CATV自主#2	
鹿児島県	南日本放送	NHK教育	NHK鹿児島総合	鹿児島讀賣テレビ	鹿児島放送			鹿児島テレビ				CATV自主#1	CATV自主#2	
沖縄県	NHK沖縄総合			琉球放送	琉球朝日放送			沖縄テレビ	CATV自主#2			CATV自主#1		

第1NW-ID
第2NW-ID

添 付 資 料

別 添

地上デジタル放送ネットワークを利用した自主放送の固有値について

年 月 日

総 務 大 臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び
代表者の氏名。記名押印又は署名)

登録の年月日

登録の番号

地上デジタルネットワークを利用した自主放送を開始するにあたり、以下の固有値を使用いたします。

なお、設備仕様および運用に関しては、日本ケーブルラボにて制定された、JCL SPEC-006 付属書および JCL SPEC-007 付属書を遵守いたします。

固 有 値	
地 域 識 別	
地域事業者識別	
リモコンキーID	
そ の 他	
伝 送 方 式	
サービス識別数	

注1 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

各種コードの使用届出書

年 月 日

日本ケーブルテレビ連盟 殿

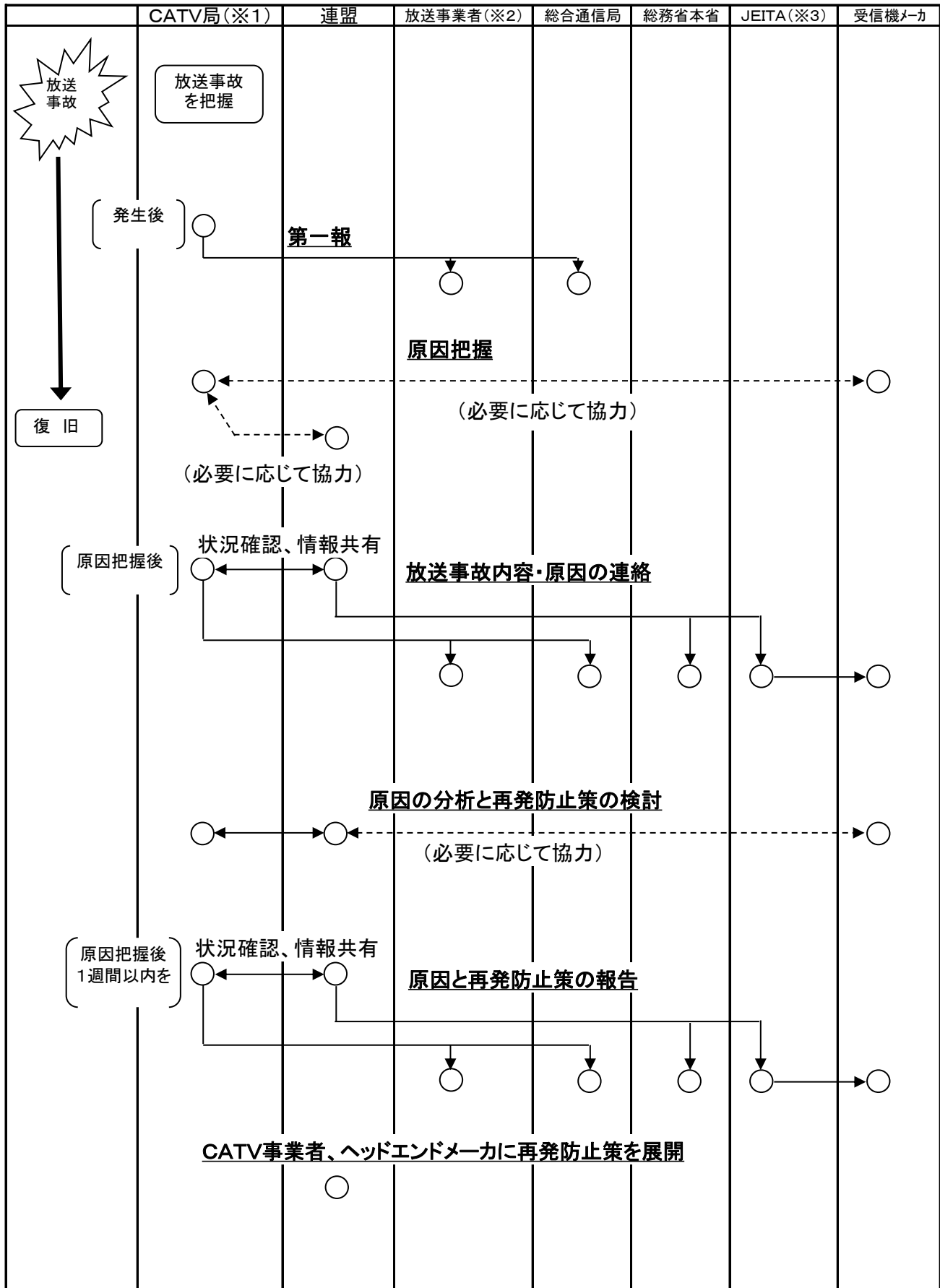
郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名
登録の年月日
登録の番号

地上デジタルネットワークでのCATV自主放送を開始するにあたり、以下のコードを使用いたします。使用に当たっては、日本ケーブルテレビ連盟にて制定した「地上デジタル放送ネットワークでのCATV自主放送運用ガイドライン」ならびに、日本ケーブルラボにて制定した「JCL SPEC-006」、「JCL SPEC-007」を遵守いたします。
なお、届出後、内容に変更があった場合は、連盟本部に再度、届出を行います。

	<input type="checkbox"/> OFDM	<input type="checkbox"/> 64QAM	(例示)
実用化試験放送開始日			H18.9.1
放送開始日			H18.10.1
地域識別			30 (長野)
ネットワークID			7E1F
TS識別			7E1F
事業者名			XCATV
TS名			XCATV
リモコンID			11
サービス識別			7878,7879
サービス内容			HD:1,SD:1
サービス番号			111,112
ロゴID			10,11
事業者コード (注)			7E1F000A
サービスエリア			長野県 〇〇市 〇〇市〇〇町

注：「事業者コード」は、ロゴIDの最若番を4桁の16進数にて表現した数値を、ネットワークIDの下桁側に付けた数値とする。

PSI/SI誤送出等による放送事故発生時の対応フロー



※1: CATV事業者および事業者のヘッドエンドのメーカ ※2: 地上放送事業者と、影響の範囲によっては衛星放送事業者
 ※3: (社)電子情報技術産業協会